

## 施策名：消費生活の安心や生活衛生の向上

事業名	担当課・局・室名	ページ
消費生活・安全安心推進事業	県民生活・男女共同参画課	2 / 6
悪質商法等被害防止対策事業	県民生活・男女共同参画課	3 / 6
動物愛護協働推進事業	食品安全・衛生課	4 / 6
動物愛護推進事業	食品安全・衛生課	5 / 6
狂犬病予防事業	食品安全・衛生課	6 / 6

事業名	消費生活安全・安心推進事業	事業期間	昭和 6 2 年度～平成 年度	上位の施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上
				担当課・局・室名	県民生活・男女共同参画課

〔目的、現状・課題〕

目的	対象	消費者（県民）	現状・課題	高齢者や若者を標的とした悪質商法が横行し、消費者被害が複雑化・深刻化する中、市町村における相談体制の充実・強化への支援や、消費者の自立を支援するための教育・啓発など、総合的な消費者行政を進める必要がある。
	意図	消費生活の安心を確保する		

〔事業の実施状況〕

（単位：千円）

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 (予算)
市町村消費生活相談窓口等の体制整備	市町村相談窓口の整備・拡充、消費者被害防止のための啓発等(18市町村)	直接補助	県・市町村	総コスト	92,850	108,693	212,543	81,651
消費生活相談員等の配置	相談員(11市1町,19人)、法人委託(3市2町)、法執行・啓発等専門員(県2人)	直接実施・直接補助	県・市町	事業費	72,850	88,693	192,543	61,651
消費生活相談員の養成	養成講座委託(委託先：NPO法人大分県消費者問題ネットワーク他)	全部委託	県	うち一般財源	294	569	625	1,104
消費生活相談窓口の周知・利用促進	マスメディア等の活用(新聞広告5回、ラジオ1回他)、メルマガ配信	直接実施	県	うち繰越額				
消費者教育・啓発	消費者ウィーク講演会(委託先：(株)メディア21)、地域くらしのサポーター養成事業の実施	一部委託	県	人件費	20,000	20,000	20,000	20,000
出前講座の実施	高校生を対象とした巣立ち教育の実施(13校・1,424人)	直接実施	県	職員数(人)	2.00	2.00	2.00	2.00
多重債務者相談委託	多重債務者相談の民間委託(委託先：グリーンコープ生協おおいた)	全部委託	県	「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。				

〔事業の成果等〕

事業の成果	消費者行政活性化基金を活用し、市町村の消費生活相談窓口の整備を行うとともに、「消費生活相談員養成研修」や、消費生活専門相談員の資格取得を支援する事業を実施し、消費者相談の人材育成・強化を図った。 また、各種マスコミを通して消費者相談窓口等を周知するとともに、多重債務相談委託等を実施し、消費者被害の防止に努めた。						活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標			
								消費生活相談窓口の相談員を配置した市町村の割合(%)		2 3 年度	2 4 年度	目標値	目標年度		
								出前講座(巣立ち教育)参加人数(人)		94.4	94.4	100.0	2 7		
成果指標	指標名(単位)		達成度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	最終達成(2 7 年度)	評価	備考					
	消費生活センターを設置する市町村の割合(%)		目標値	5.6	16.7	38.9	55.6	77.8			達成				
			実績値	5.6	16.7	38.9									
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%									

〔県が実施する必要性〕

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	消費者基本法 消費者安全法	消費者基本法及び消費者安全法では、市町村が一次的な相談窓口として対応し、県は市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに対応すると規定されており、県による実施が必要である。

〔実施方法の効率性〕

検証の視点	検証結果	2 4 年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・消費生活相談員養成研修講座をNPO法人に委託 ・多重債務者相談を民間委託 ・若い世代への消費者啓発事業を大分大学生生活協同組合に委託	2 2 年度	2 4 年度	総コスト / 成果指標の実績値
			16,580 千円/%	5,464 千円/%	

〔総合評価〕

方向性	現状維持	方向性の判断理由	市町村及び県による事業の実施が妥当であるため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金を活用した消費者行政活性化事業の実施期間を平成25年度末まで延長</li> <li>25年度、新たに別府市が消費生活センターを設置(H25.4.1)、26年度は、消費生活センター未設置市町村に対する支援のあり方を検討</li> <li>25年度は、新たに消費生活相談支援業務をNPO法人に業務委託</li> <li>25年度は、市町村の消費生活相談窓口の拡充及び県内3地区での有資格者(専門相談員)育成など市町村の消費者行政推進を支援</li> </ul>		

事業名	悪質商法等被害防止対策事業	事業期間	平成 17 年度～平成 年度	上位の施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上
				担当課・局・室名	県民生活・男女共同参画課

[ 目的、現状・課題 ]

目的	対象	消費者	現状・課題	押し買い等規制対象ではない取引についての苦情相談が増加し、特定商取引法改正が予定されていることから、指導対象事業者の拡大に対する適切な対応が求められる。
	意図	消費者被害を防止する		

[ 事業の実施状況 ]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	22年度	23年度	24年度	25(予算)
広報・啓発活動	啓発パンフレット等の作成及び配布	直接実施	県	総コスト	9,195	9,101	9,075	8,412
消費者行政関係法による調査等	苦情・相談に基づく、事業者への立入調査等の実施(60回)			事業費	1,195	1,101	1,075	412
ホームページによる情報提供	消費者庁が公表した悪質商法等情報の提供			うち一般財源	1,195	1,101	1,075	412
facebook,メルマガによる情報発信	消費者庁が公表した悪質商法等情報の提供			うち繰越額				
県・県警ほか関係機関との連携	情報交換及び行政指導・処分に向けた連携及び啓発			人件費	8,000	8,000	8,000	8,000
九州・沖縄・山口各県との連携	情報交換及び行政指導・処分に向けた連携			職員数(人)	0.80	0.80	0.80	0.80

「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。

[ 事業の成果等 ]

事業の成果	24年度は特定商取引法に基づき、悪質な訪問販売業者に業務停止3ヶ月を命じた。また、立入調査等事業者指導を積極的に行った結果、事業者の法令遵守意識の向上が図られ、消費者からの相談件数が減少した。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標		
			消費者行政関係法に基づく立入調査等(回)	107	60	目標値	目標年度		
成果指標	指標名(単位)	達成度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終達成(年度)	評価	備考
	消費者相談(件)	目標値	5,500	5,000	4,500	4,000		達成	
		実績値	4,379	3,962	3,484				
		達成率	125.6%	126.2%	129.2%				

[ 県が実施する必要性 ]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	特定商取引法による悪質事業者への行政指導・行政処分、景品表示法による優良誤認等の表示に対する行政指導、措置命令等は、国や知事権限で実施するため。ただし、被害防止等の啓発活動等においては、既に実施しているとおり、消費者団体等の民間団体等の協力は可能。

[ 実施方法の効率性 ]

検証の視点	検証結果	24年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図れない(見直し困難)		22年度	24年度	総コスト / 成果指標の実績値
			2千円/件	3千円/件	

[ 総合評価 ]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	県による事業の実施が必要であるため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政処分の強化</li> <li>県外事業者による県内の消費者被害を防止</li> <li>不当表示に対する指導の強化</li> </ul>		

事業名	動物愛護協働推進事業	事業期間	平成 24 年度～平成 26 年度	上位の施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[ 目的、現状・課題 ]

目的	対象	県民	現状・課題	動物愛護管理行政を担う公衆衛生獣医師が不足しているため、ボランティアの育成と協力が必要。無責任な餌やりなどを原因とする猫の苦情・相談が保健所に寄せられている。
	意図	ねこ処分頭数の減少		

[ 事業の実施状況 ]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	22年度	23年度	24年度	25(予算)
猫対策協議会の設置	有識者及び市町村担当者等と協議会を設置し、対策方針を検討(4回) 譲渡施設(大分市小野鶴)を設置し、譲渡会を開催(月1回) 譲渡の前に講習を行い、適正飼育を啓発 外部講師を招き、養成講習会を開催	直接実施	県	総コスト			14,582	12,309
猫譲渡会の開催				事業費			4,582	2,309
猫ボランティアの育成				うち一般財源			3,339	2,309
				うち繰越額				
	人件費				10,000	10,000		
	職員数(人)						1.00	1.00

「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。

[ 事業の成果等 ]

事業の成果	自治会やボランティアが協力して飼い主のいない猫を管理する地域猫活動など猫問題を解決するための手法を学習した。市町村等との協働体制ができ、猫問題解決に向けた協議が始まった。育成したボランティアのサポートを受けながら、猫譲渡会を開催している。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標	
			23年度	24年度	目標値	目標年度		
		猫譲渡頭数(頭)	79	105	115	27		

  

成果指標	指標名(単位)	達成度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終達成(27年度)	評価	備考		
			目標値			87				96	115
			実績値		79	105					
			達成率			120.7%					

[ 県が実施する必要性 ]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	動物の愛護及び管理に関する法律 大分県動物愛護管理推進計画	猫問題解決に向けた協働は、法に基づき飼育者への指導及び猫の引取り業務を行っている県が中心となり、率先して事業を推進する必要がある。

[ 実施方法の効率性 ]

検証の視点	検証結果	24年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
			22年度	24年度	
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・猫対策協議会の構成について、委員は動物愛護推進協議会の委員から、構成員は市町村担当者から選抜 ・譲渡会において、ボランティアに事前講習会の講師及び譲渡者への飼い方アドバイスを依頼	/	139 千円/頭	総コスト / 成果指標の実績値

[ 総合評価 ]

方向性	見直し(25年度)事業内容の拡充	方向性の判断理由	平成24年9月の法改正に基づき、引取拒否及び返還・譲渡の取組の強化に向けた動物愛護行政の推進体制の見直しを図る
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護行政の推進体制を見直し検討するために、大分県動物愛護推進体制あり方検討会を設置</li> <li>猫問題で困っている地区に重点的に対策を行うため、協議会の開催に変え自治会等での地区説明会を3回程度開催し、地域猫活動などの先進的な取組を説明・誘導する予定</li> <li>動物愛護推進事業でボランティアの育成・支援事業を委託している(公社)大分県獣医師会に猫ボランティアの育成を委託し、他のボランティアとの連携を強化</li> <li>26年度は、法改正に伴う、犬・猫の飼育体制や譲渡方法等を検討</li> </ul>		

事業名	動物愛護推進事業	事業期間	平成 18 年度～平成 29 年度	上位の施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[ 目的、現状・課題 ]

目的	対象	県民	現状・課題	飼い主の動物愛護意識の希薄さなどを要因とする苦情・相談が保健所に寄せられている。
	意図	飼い主が動物を正しく飼えるようにする		

[ 事業の実施状況 ]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	22年度	23年度	24年度	25(予算)
動物愛護推進員等活動支援	動物愛護推進員98人に対する研修及び動物愛護ボランティア活動に対する支援 委託先：(公社)大分県獣医師会 大分市外での譲渡、アニマルアクティビティ活動(25回) 大分県動物管理所における譲渡会サポート(毎月3回)	全部委託	県	総コスト	7,100	9,358	9,225	9,197
				事業費	1,100	3,358	3,225	3,197
優良な飼い主とペット動物の育成	優良な飼い主とペット動物の育成 愛犬しつけ講習会開催(7回、297人・犬141頭参加) 糞放置防止啓発(3回)委託先：(公社)大分県獣医師会			うち一般財源	880	2,304	1,947	1,868
				うち繰越額				
				人件費	6,000	6,000	6,000	6,000
				職員数(人)	0.60	0.60	0.60	0.60

「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。

[ 事業の成果等 ]

事業の成果	本事業により、動物終生飼育等の愛護思想普及活動を行う推進員や動物愛護ボランティアに対する支援を行うとともに、飼犬を正しく管理・飼育することを目的としたしつけ講習会を開催し、人と動物の正しい共生のあり方を啓発した。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標	
					23年度	24年度	目標値	目標年度
			しつけ教室参加人数(人)		221	297		
			しつけ教室参加頭数(犬)(頭)		31	141		

  

成果指標	指標名(単位)	達成度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終達成(29年度)	評価	備考
	動物愛護推進員養成数(累計)(人)	目標値	56	62	69	75	100	達成	
		実績値	83	87	98				
		達成率	148.2%	140.3%	142.0%				

[ 県が実施する必要性 ]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	動物の愛護及び管理に関する法律 大分県動物愛護管理推進計画	20年度に施行した「大分県動物愛護管理推進計画」に定める基本目標に係る数値目標「犬・猫の処分頭数を半減させる」、「犬・猫の苦情・相談件数を半減させる」、「動物愛護推進員を100名にする」を達成するためには、県が獣医師会と連携し、事業を強力に推進する必要がある。

[ 実施方法の効率性 ]

検証の視点	検証結果	24年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・動物に関する知識が豊富で、取扱いに精通した獣医師で構成される(公社)大分県獣医師会に委託 ・動物愛護推進員の協力を得て、啓発行事を休日にも開催	22年度	24年度	総コスト / 成果指標の実績値
			86 千円/人	94 千円/人	

[ 総合評価 ]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	目標達成に向け引き続き事業が必要であるため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動機会の増加及び活動内容の充実を図るため、各推進員及びボランティアの連携を推進</li> <li>26年度は、法改正に伴う、犬・猫の飼育体制や譲渡方法等を検討</li> </ul>		

事業名	狂犬病予防事業	事業期間	昭和 26 年度～平成 年度	上位の施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[ 目的、現状・課題 ]

目的	対象	県民	現状・課題	狂犬病のまん延を防止するために野犬・放浪犬をなくすこと。
	意図	狂犬病の発生・まん延や犬による危害の防止		

[ 事業の実施状況 ]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				22年度	23年度	24年度	25(予算)	
狂犬病予防	野犬、放浪犬の捕獲、抑留、返還、殺処分、焼却等を実施	直接実施	県	総コスト	106,768	107,907	107,302	107,766
				事業費	16,768	17,907	17,302	17,766
				うち一般財源	7,730	13,380	8,791	13,643
				うち繰越額				
				人件費	90,000	90,000	90,000	90,000
職員数(人)	9.00	9.00	9.00	9.00				

「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。

[ 事業の成果等 ]

事業の成果	指標名(単位)	達成度	事業の実績				最終目標	
			23年度	24年度	目標値	目標年度		
野犬、放浪犬を捕獲収容し、狂犬病の発生や犬による危害の防止を行った。	活動指標	犬の捕獲頭数(頭)	685	611				

  

成果指標	指標名(単位)	達成度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終達成(年度)	評価	備考	
	犬の捕獲頭数(頭)	目標値							達成	目標値がないのは、野犬、放浪犬の捕獲数としているため
		実績値	880	685	611					
		達成率								

[ 県が実施する必要性 ]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	狂犬病予防法 大分県動物の愛護及び管理に関する条例	狂犬病予防法に基づいて実施している事業であり、犬の抑留は都道府県の職員で獣医師である者から任命される狂犬病予防員が行うよう規定されており、県による実施が必要である。

[ 実施方法の効率性 ]

検証の視点	検証結果	24年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
			22年度	23年度	総コスト / 成果指標の実績値
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図れない(見直し困難)		121 千円/頭	158 千円/頭	

[ 総合評価 ]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	継続して野犬・放浪犬の捕獲収容を行い、狂犬病の発生や犬による危害を防止するため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公社)大分県獣医師会及び市町村との協力体制の強化</li> <li>犬の譲渡前に実施する講習会で、犬の登録、狂犬病予防注射及び放し飼いの禁止など法令遵守について啓発</li> </ul>		